

Information

臨時福祉給付金に関する大切なお知らせ

平成 26 年 4 月からの消費税引き上げに伴い、低所得の方に対して臨時的な措置として給付金が支給されます。

【支給対象者】

平成 26 年度の町県民税（均等割）が課税されない方が対象です。ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

【支給金額】

支給対象者 1 人につき 1 万円です。

【加算額】

支給対象者のうち公的年金受給者や児童扶養手当の受給者等については、5 千円が加算されます。
※他にも加算となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

◆「自分は支給対象者なの？」など課税状況等に関する内容については…

鬼北町役場 税務課 課税管理係
内線 2 1 2 2 ・ 2 1 2 3

【申請期間】

平成 26 年 7 月 15 日から
平成 26 年 10 月 15 日まで

【申請窓口】

鬼北町役場 保健福祉課 社会福祉係
または 鬼北町役場 日吉支所

【申請手続】

申請書により期間内に窓口で申請手続をしてください。なお、支給対象者となる可能性のある方については、7 月 7 日までに申請書を郵送することとされていますが、給付金の支給対象者と思われるにも関わらず申請書が届かない場合にはお問い合わせください。

※申請書が届いた方であっても、必ずしも支給対象者となるわけではありません。あらかじめご了承ください。

◆その他の臨時福祉給付金全般に関する内容については…

鬼北町役場 保健福祉課 社会福祉係
内線 3 1 1 1 ・ 3 1 1 2

※内容により、それぞれの課で対応いたします。
ご不便をおかけしますが、ご了承ください。

臨時福祉給付金をよそおった 振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

臨時福祉給付金に関して、ATM（銀行やコンビニエンスストアなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。また、臨時福祉給付金を支給するために、手数料などの振込をお願いすることは絶対にありません。

不審な電話や不審な郵便物が届いた場合には、迷わず 1 1 0 番または所轄の警察署にご連絡ください。